

令和2年第8回取手市教育委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年10月6日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員

教育長	伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者）	小谷野守男
教育委員	櫻井 由子
教育委員	猪瀬 哲哉
教育委員	石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者

教育部長	田中 英樹
教育参事	森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長	大手 勉志
学務給食課長	三浦 雄司
指導課長	大越 茂
指導課長（教育総合支援センター担当）	松戸 孝泰
スポーツ生涯学習課長	長塚 逸人
スポーツ生涯学習課長（スポーツ振興担当）	豊島 寿
公民館課長	大野 篤彦
図書館課長	飯塚 稔
文化芸術課長	飯山貴与子
6. 書 記

教育総務課 課長補佐	蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 主査	谷口 京子
教育総務課 総務法規係 主事	中村 翔
7. 議 事

議案第55号	取手市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について
議案第56号	取手市立図書館団体貸出要綱の一部を改正する要綱について
議案第57号	取手市立図書館障害者用デージー資料の利用及び貸出しに関する要綱の一部を改正する要綱について
報告第31号	令和2年第3回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和2年度取手市一般会計補正予算（第6号）所管事項の同意について）

報告 28	令和元年度取手市一般会計（教育費）の決算について
報告 29	取手市子どもと親の相談員委嘱について
報告 30	いじめ防止策の取組み状況に関する報告について

8. その他

- (1) 令和2年第3回取手市議会定例会一般質問及び教育委員会関係議案等の結果報告について

9. 会議の概要

午前9時30分開会

○教育長

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和2年第8回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局からお願いします。

〔谷口主査が配付物について説明〕

○教育長

まず、教育長報告をさせていただきます。教育長報告は、4点報告させていただきます。

まず1点目、取手市内学校に対する爆破予告等の対応についてでございます。こちらについては、先月24日の木曜日夕方、取手市のホームページに9月29日火曜日の午後0時30分ごろに、市内の小中学校、高校、大学等を爆破し、児童生徒を誘拐するなどとする予告の書き込みがありました。この書き込みを受けて、市及び市教育委員会では、取手警察署に通報するとともに、その対応について茨城県警察の担当者を交えて協議しました。その結果、安全を第一に考えて警戒体制をとることといたしました。当日、取手警察署の協力のもとに、市立小中学校施設内及び敷地周辺についての不審者の警戒、不審物の確認、巡回点検を実施しましたところ、特に危険物等は発見されませんでした。また、爆破予告の時間帯には児童生徒及び教職員全員が一時的に屋外避難の体制をとったところでございます。その結果、市立小中学校を含む市内施設においては異常は確認されないところでございました。

2点目です。小中学校における修学旅行の代替行事についてということで、こちらについては7月30日に、年内の宿泊を伴う学校行事については見直すということで代替の行事を検討したところでございます。その結果、学校の計画等を記載しているところでございます。こちらにつきまして10月5日の時点でございます。実施に当たりましては、児童生徒の密集を避けるために国からの補助及び交付金を活用して、バスの台数をふやすとともに、行き先についても新型コロナウイルス感染拡大地域を避けて検討するなど、感染予防に配慮した実施を進めているところでございます。上段のほうは小学校の状況でございます。追っていただきますと、ひたち海浜公園とか大子方面等の地域に変更しているということと、あと目的を変えて歴史館、近代美術館、さしま少年自然の家等がございます。また、近県ということで、日光等に見学先を変えたということがございます。その下に中学校でございます。1ページ目のほうは実施予定ということで、まだ場所は未定になってございますけれども、裏面の3校は栃木、福島方面に見学場所を変えて実施ないしは実施予定になっているところで

ございます。

3点目、適応指導教室ひまわりルームと中学校間のウェブ会議連携についてでございます。こちらについては、教育総合支援センター内に設置されている適応指導教室ひまわりルームでございますけれども、現在、体験入室を含めて17名の児童生徒が通室しております。午前中には自主学習、教育相談等を中心にして活動しているところでございますけれども、通室生の中には継続的に学校に登校できない児童生徒がおりますので、特に中学校の1年生においては、今年度から全員担任制という形をとっていますので、担任の先生との交流の場がなかなか設けられないというところがございますので、Zoomによるウェブ会議システムを使いまして、学校とひまわりルームを定期的につなげる取組みの実現に向けて準備を進めているところでございます。具体的には、ひまわりルームの当日の活動予定を紹介したりとか、校長先生や担任の先生との会話、英語や数学などワンポイント授業、昼休みには友達との会話などを計画しているところでございます。年間を継続して取り組むことで、子どもたちが所属感を実感して、登校時の不安軽減に結びつけていきたいと考えてございます。10月12日の運用を目指して、学校職員とセンター職員で事務を進めているところでございます。

最後4点目でございます。就学時健康診断の実施状況ということで、こちらについては学校保健安全法の規定によりまして、就学時の健康診断を実施することになってございますけれども、こちらについては新型コロナウイルス感染症の対策ということで、消毒・手洗いの徹底、あとはいばらきアマビエちゃんの登録を行うとともに、例年実施しています食の講話、子育て講座の中止、簡易式の知能検査の採用など、来場者同士の接触時間を減らすための対策を講じたところでございます。また、あわせて今年度新たな取組みということで、就学予定の幼児を支援できる体制を整えるために、読み書きスクリーニング検査を新たに導入したところでございます。読み書きスクリーニングは、読み書きに困難を抱える就学予定者を早期に発見するために実施するところでございます。この結果を幼児が通う幼児教育施設等と就学予定の小学校と共有することによりまして、指導者が読み書きの学習場面における児童の抱える困難に配慮した支援体制を構築し、児童一人一人のひらがな習得率を向上することを期待しているところでございます。私からの報告は以上でございます。

これより議事に入ります。

議案第55号、取手市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について、議案第56号、取手市立図書館団体貸出要綱の一部を改正する要綱について。議案第57号、取手市立図書館障害者用デジタル資料の利用及び貸出しに関する要綱の一部を改正する要綱についての3件を一括して議題といたします。

本件についての説明を飯塚図書館課長お願いいたします。

○図書館課長

取手図書館、飯塚です。よろしく申し上げます。

では、御手元の資料に沿って御説明させていただきます。議案第55号、それから議案第56号、議案第57号とありますが、こちらの案件に関しましては、全て電子図書館のサービスが開始されることに伴う、それぞれの改正になっております。まず、議案第55号のほうから順を追って説明させていただきます。

提案理由になりますが、電子書籍の利用に関する規定の整備をするため、所要の改正を行う必要があることから、取手市立図書館管理運営規則の一部を改正するもので

す。1枚めくっていただきまして、取手市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則ということで、改正後、それから改正前ということで表があると思いますが、3条から11条につきましては、この電子図書館のサービスが加わることに伴う文言等の整理になっております。

第11条の2に、電子書籍についての言葉の説明をさせていただいておりまして、めくっていただきまして2ページになるんですけれども、第12条に図書館資料の貸出しということで、こちらに新たに電子書籍の貸出し点数とか、それから第12条の2に日数とかを新たに加えております。

電子書籍につきましては、この表の一番下になるんですけれども貸出対象者、市民となっております。この市民につきましては、参考資料になるんですけれども、4ページ以降に管理運営規則が載っております。その8ページの第11条に、市民の定義がうたわれております。市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者となっております。こちらを市民ということになっておりますので、居住、それから通勤、それから通学を対象とした方たちに対してということになります。

貸出しの冊数につきましては、3点までということになっております。こちらが新たに加わっております。

貸出期間につきましては、以前、右側の表には貸出期間ということで15日以内ということになっていたんですけど、こちらを表から出して、次の12条2項のほうに貸出期間が15日以内とするということで表記させていただきました。15日以内ということに関しましては、今までの全ての書籍も変更ありませんし、電子書籍も同様に15日以内ということになっております。

続きまして、12条3項以降になるんですけれども、こちらにつきましても電子書籍が加わることについての文言等の整理ということになっております。先ほど申しましたように4ページ以降が取手市立図書館管理運営規則ということで、今までの規則ということで添付させていただきました。

続きまして、議案第56号になります。こちらは取手市立図書館団体貸出要綱の一部を改正する要綱についてということになっております。

提案理由です。図書館で行う団体貸出しについて、電子書籍の貸出しを制限するため、取手市立図書館団体貸出要綱の一部を改正するものです。1枚めくっていただきまして、改正後、それから改正前の表がございます。こちらの第4条に、貸出しの制限等ということで制限させていただいております。次に掲げる図書館資料は、原則として団体への貸出しを行わないということになっていまして、その中に新たに電子書籍を加えるということになっております。こちらが今回の改正の主な点でございます。

続きまして、議案第57号になります。こちらにつきましては、取手市立図書館障害者用デジ資料の利用及び貸出しに関する要綱の一部を改正する要綱になっております。

提案理由です。取手市立図書館管理運営規則の一部改正に伴い、条のずれが生じたため、取手市立図書館障害者用デジ資料の利用及び貸出しに関する要綱の一部を改正するものです。1枚めくっていただきまして、表があります。改正後、改正前ということで、こちらの第1条の部分が今まで12条の3というところ、上から3行目なんですけれども、管理運営規則の12条の3というところが条のずれが生じまして、こちらが第13条という形になります。案件につきましての説明は以上になります。

それで、今回新たに電子図書館サービスということで、こちらが新たに図書館サー

ビスに加わるということで、A4の用紙1枚なんですけども、電子図書館サービス概要ということでお配りさせていただきましたので、そちらをごらんいただければと思います。こちらを読み上げていきます。

インターネットに接続されたパソコンやスマートフォンから電子書籍の貸出しができるようになるサービスとなっております。サービスの開始日なんですけれども、令和2年10月15日木曜日の午前9時半からサービス開始となります。

○石隈委員

すみません。

○教育長

ちょっと待ってください。

〔谷口主査が資料を石隈委員に手渡す〕

○図書館課長

申し訳ありません。最初から説明いたします。電子図書館サービス概要です。インターネットに接続されたパソコンやスマートフォンから電子書籍の貸出しができるようになるサービスです。サービス開始日です。令和2年10月15日木曜日午前9時半からとなっております。

利用対象者は、1番、インターネットを見られる環境があり、また図書館利用カードを持っている方。それから、先ほど改正要綱の中で説明させていただきましたけれども、市内に在住する方、それから市内在勤、在学の方ということになります。

続きまして利用方法です。取手図書館ホームページに電子図書館コーナーを設けまして、そこからクリックしていただいて貸出しが可能となるようになります。貸出点数につきましては3点まで、貸出期間につきましては15日間になります。電子図書館ということで電子書籍ですので、15日間を過ぎれば自動的に返却ということになっております。予約できる数が3点までということになっておりまして、取り置き期間は1週間までということになります。

利用のログインの仕方なんですけど、利用者IDが図書館利用カードに記載されています。9桁の番号になっております。パスワードなんですけれども、初期パスワードが利用カードに登録された方の生年月日の8桁になっております。例になりますと、利用者IDがその下に書いてありまして、初期パスワードが例えば1950年10月1日の方ですと19501001というのが初期パスワードになっております。こちらにつきましては初期パスワードですので、2回目以降は自分で変更したパスワードを設定していただいて、2回目からそのパスワードを利用していただくということになります。

電子書籍の特徴的な機能としましては、文字の大きさを変更できる点。それから、文字のいろいろな反転機能ですね。白地に黒字というのが一般的なんですけど、それを黒の画面に白字とか、そういったことで反転機能があります。それから、全てではないんですけれども、音声の読み上げ機能がついているものがあります。4番目に、音声読み上げ機能を活用して、今後なんですけれども、教育現場において英語教育とか、そういったことで幅広い利用活動が今後期待できるという点です。いつでもどこでもインターネットを通じて、電子書籍の検索、貸出、返却、閲覧が可能で、特に面倒なダウンロードではなくて、こちらはストリーミングということで直接アクセスするという方式になっておりますので、インストールも不要ということになります。

最後に、県内の市町村図書館での導入状況なんですけども、今現在、県内7市の図書館で既に電子図書館を導入しております。ということで、取手市は県内で8番目の

導入となります。県内ばかりでなく全国的に見られる現象なんですけれども、導入している図書館では、コロナ禍の影響により利用実績がかなり伸びたということを伺っております。私のほうからの説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○教育長

以上で説明は終わりました。

本件に対して質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○小谷野委員

第12条のところにあります貸出対象者が市民という形になってはいますが、図書館関係のほうは相互利用対象者も該当しているわけですね。この辺、最初は市民というふうにされた理由なんかもあるんだろうと思うんですけど、今後、相互利用対象者への拡充というのでも考えていらっしゃるのでしょうか。

○図書館課長

お答えします。こちらにつきましては、契約する事業者との取決めになっておまして、どうしても取手市の場合ですと、総合利用ですと我孫子市ということになるんですけど、他の市町村とかですと、相互利用の数が結構複数の市にまたがっているところとかもあります。事業者のほうでも相互利用まで全てをカバーしてしまうと、電子書籍の伸びというか契約という問題になってしまうと思うんですけど、そちらが問題があるということで、事業者の取決めによりまして市民ということで限定しております。以上です。

○小谷野委員

ごめんなさい、内容がよく聞き取れなくてわからないんですけど、結局、契約している会社の関係で、どうしても外に広げるといことは難しいわけなんですね。

○図書館課長

はい、そのとおりです。例えば、特に利用カードをつくることを例えば取手と我孫子とかに限定している市町村もあるんですけど、誰でもつくれるという市町村もあります。そういったところで例えば電子書籍を入れてしまうと、電子書籍を導入する市町村が伸びなくなってしまうというのもあるようなんですね。例えば、土浦市なんかは、特に制限を設けておりませんので、どなたでも登録ができます。やはり土浦市なども市内ということで、図書館利用カードは全部つくれるんですけど、電子書籍の貸出しにつきましては市民ということに限定しているようなことがありますので、そういったことで相互利用を取入れてしまうと、事業者側の問題になってくると思うんですけど、相互利用をしているその市町村と契約を結ばなくても電子書籍を見ることができてしまうということで、事業者が不利になってしまうということがありますので、それはちょっと契約上の問題ということになってしまうんですけども。以上です。

○教育長

新しい電子書籍の問題については、一般の図書とちょっと違う著作権の問題で、図書館に所有権が発生しないという問題があって、始めは限定的なんですよ。それで市民限定という形で。事業者の都合ばかりじゃなくて、公共のサービスを提供する側としても、それは慎重に対応したほうがいいかなというふうに私は考えます。その権利関係も含めて、この新しい電子書籍については、きちんと契約方法も含めて確認しないといけないのかなというふうに、今、内部で議論しているところです。

ほかにございますか。櫻井委員。

○櫻井委員

御説明ありがとうございます。2点お伺いしたいことがあります。1つは、こちらの電子図書、団体のほうには貸出しはできないというような形でしたが、先ほどの電子図書館サービス概要のほうに、音声読み上げ機能を活用した英語教育の利用など幅広い活用方法が期待できるという説明もございました。そうすると、やはり教育現場への団体への貸出しができないということで、ここでちょっと矛盾が生じるかと思いますが、その辺、団体への貸出しをしないという理由をお聞かせいただきたいと思います。

2つ目は、こちらの電子図書館なんですけど、先ほどの御説明でストリーミングでの提供ということになります。そうすると、ずっとインターネットにつながった状態で本を読むということですので、家にWi-Fiとかがあれば全然問題ないと思うんですけど、例えばスマホであるとかインターネットであるとか、契約によってはお金がかかってしまいますよと、ずっとネットにつながった状態ですよというようなこと、今ちょっと広報を確認したんですけど、10月1日の広報にも電子図書館が始まりますよというアナウンスはあったんですけど、それがずっとストリーミングですよというような、つなげることでお金がかかりますというような説明は載っていなかったと思うんですけど、その辺いかがでしょう。

○教育長

あわせて2つですね。飯塚課長お願いします。

○図書館課長

まず最初に、団体貸出しということなんですけれども、これは先ほど委員さんがおっしゃられましたように、教育現場とかで幅広い活用方法が期待できるということで、団体貸出しを制限してしまうと、そちらが難しいのではないかということなんですけれども、今後としましては団体貸出しということで制限はしているんですけども、そういった教育現場で活用するというか、そういった場合につきましては、特に問題ないという言い方はあれなんですけれども、そういった教育現場の利用ということであって、それは別問題として、利用ということで貸出しというか利用ができればということで考えておりますので、こちらの一般の団体ということになってしまいますと、利用期間とかそういったこともかなり長くなったりとか、あと、それから冊数そのものもそれほど数が多いものでもないことから、一般的な団体への貸出しについてはということで制限させていただいております。

続きまして、2点目なんですけども、先ほどおっしゃられましたストリーミングという方法で、常にインターネットに接続されているということで、その利用料金がかかなり上がってしまうということは、私たちのほうでも懸念しております。その辺につきましては、まだ広報では出していないんですけども、ホームページとか、今後のチラシとか、そういったところでは利用に関しましては接続利用料がかかなり上がってしまうこともありますので、そちらについての注意書き等については載せておりますので、こういうことに慣れている方は常にWi-Fiのあるところとか、そういったところでやっただけだと思うんですけども、利用が不慣れな方とかのために、それぞれのスマホとかタブレットの利用についての注意点を挙げさせていただいて、皆さんに周知するようにということで考えております。以上です。

○櫻井委員

ありがとうございました。では、団体利用については、今後、学校については対応

の枠を広げていくということ。あと、スマホとかタブレットでの使用についてはストリーミングであるということを知徹底するということをお願いします。特に、スマホ、タブレットは高齢者の方にも利用が広がってきております。高齢者の方は、先ほどおっしゃったように、なかなかストリーミングと言われてもピンとこないところがあります。そこで便利だと思って読んでいると、あらこんなに料金がかかってというようなことも考えられると思います。そういった周知方法を丁寧にしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長

はい。初めての取組みですので、利用する側にきちんと御理解していただくということは大事ですので、改めてきちんとした説明を留意してください。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第 55 号から議案第 57 号までを順次採決をいたします。

お諮りいたします。議案第 55 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 55 号は原案のとおり決定をいたしました。

続けてお諮りいたします。議案第 56 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 56 号は原案のとおり決定をいたしました。

続けて、議案第 57 号についてでございます。こちらについても原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 57 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて報告第 31 号、令和 2 年第 3 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和 2 年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）所管事項の同意について）を議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長

教育総務課の大手です。報告第 31 号について御説明をいたします。こちらは、令和 2 年第 3 回取手市議会定例会に上程される議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により市長より意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったので、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり異議がない旨の回答をしたことを報告いたします。

資料ですが、A 4 横の補正予算書の抜粋の 3 ページをお開きになってください。表の一番下の段の歳出合計の欄をごらんください。今回の補正予算の規模は、既定の歳

入歳出予算の総額に、それぞれ5億1,903万2,000円を増額し、予算総額を518億404万6,000円とするものです。その内、教育費については、その6段上の数字になりますが、1,795万1,000円を増額し、予算現額は47億8,238万8,000円となります。市全体の予算総額に対しての教育費の割合は、資料には記載ありませんが約9.2%になります。

ここからは説明資料として、令和2年度9月補正歳入歳出集計表を使って御説明いたします。まずA3横の資料に補正予算の全体像が載っております。今回の補正予算は、3つの項目に大別されます。1点目は、新型コロナウイルス感染症対策経費。2点目は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い延期や中止を決定しました事業の減額分。3点目として、これは教育費関連になりますが、高井小学校の校舎内部改修事業となります。これら3点を基本にしまして、そのほか緊急性があるものについて計上しております。

それでは、教育関連の歳入及び歳出のうち、主要な事業について御説明いたします。まず初めに、歳入から御説明いたします。ページをめくっていただきまして、1ページ、スポーツ生涯学習課、教育費雑入のグリーンスポーツセンター利益還元金47万5,000円の計上です。こちらは、取手グリーンスポーツセンター指定管理者による利益還元金で、指定管理者との年度協定によりまして利益の2分の1を市に納入するものとなります。

次に、歳出について御説明いたします。資料2ページ、教育総務課、小学校建設事業に要する経費、高井小学校につきましては、ゆめみ野地区の人口増が影響し、高井小学校の通学区において児童数の急増が見込まれることから、教室の不足に対応するため内部改修工事を計画するものです。教室の用途変更や間仕切り等により教室の配置を変更し、有効なスペースの活用を図ることで、必要な部屋数の確保を行います。来年度の工事に向けて、実施設計を行うために委託料として400万円を増額いたします。

次に、その下の幼稚園保健衛生に要する経費につきましては、国の教育支援体制整備事業費交付金、事業費の10分の10を活用しまして、新型コロナウイルス感染症対策として、幼児教育の質の向上のための環境整備を行う経費となります。主な内容としましては、藤代幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策として必要となる消耗品や備品などを購入するための経費として、1施設分に当たる50万円を計上するものです。なお、本事業におきましては、5月の臨時議会にて計上しました新型コロナウイルス感染症対策経費の追加分となります。

次に3ページ、指導課、教育振興に要する経費につきましては、文部科学省の学校図書館の振興に向けた調査研究委託事業の公募に対しまして、本市で応募しました事業が8月上旬に採択されたことから、事業費30万円を増額するものです。この事業は、市立図書館・学校図書館連携事業「ほんくる」の一層の利用促進とあわせて、心からみんなにすすめたい1冊の本推進事業を進めるために、外部講師による子ども読書活動推進に関する講習会の開催、児童生徒の学校図書館の利用促進を図る推薦図書購入等を行います。なお、この財源として国庫委託金10分の10の30万円を充当いたします。

次に、その下のオリンピック・パラリンピック教育推進事業に要する経費につきましては、本県のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及促進を図るとともに、スポーツ機運の醸成を図り、児童生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを

継続する資質や能力を育成するため、県のオリンピック・パラリンピック教育推進事業を受託したものです。オリンピック・パラリンピックの出場経験者を招聘し、講演会や体験授業を実施するため15万円を補正いたします。なお、この財源として、県委託金10分の10の15万円を充当いたします。

次に、その下のスポーツ生涯学習課、放課後児童対策事業に要する経費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策経費として1,300万円を増額するものです。放課後子どもクラブにおける新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための衛生用品や備品購入として、1施設当たり50万円の限度額を26教室分計上するものです。市内小学校は14校ですが、山王小、六郷小は、クラブの参加児童が少なく1教室分で、その他の小学校は2教室分となります。なお、この財源として、県補助金であります新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金として10分の10の1,300万円を充当いたします。

次に、その下の取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費111万8,000円を増額するものです。グリーンスポーツセンターの指定管理料ですが、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして3月7日から休館となりましたことにより、収入の減が生じたため、年度協定により指定管理料の補填を行うものです。

次に4ページ、市民会館・福祉会館管理運営に要する経費です。こちらも同様の理由によりまして、市民会館・福祉会館指定管理料37万1,000円を増額となります。利用制限があった期間、令和2年3月の減収分の一部を補填し、事業継続を支援するものとなります。

次に、その下の図書館管理運営に要する経費です。ことし6月の定期点検で、藤代図書館の受水槽加圧給水ポンプユニットなど、空調機の動作に関する異常が確認されまして、早急な修繕が必要になったことから、関連機器の修繕に要する経費及び今後の執行が見込まれる不足分として213万2,000円を増額するものです。

次に5ページ、教育総務課、郷土資料収集・整理・保存に要する経費につきましては、令和2年度の市制施行50周年記念事業として進めていた取手市史追補版の編さん・発刊事業について、記念式典が令和3年度に延期されたことに伴い、印刷製本費として298万9,000円を減額するものです。あわせまして、その下の埋蔵文化財センター活動に要する経費につきましては、記念事業に合わせて予定していた企画展の延期に伴いまして、関係経費の63万1,000円を減額するものとなります。説明は以上となります。

○教育長

文化芸術課のほうは。

○教育次長兼教育総務課長

文芸の部分は私が一緒に説明しました。先ほどの市民会館と福祉会館の管理に要する経費の部分で、指定管理料の一部補填ということで説明を申し上げましたので、この1点です。

○教育長

それでは、以上で説明が終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

非常に細かくて申しわけないんですけど。

○小谷野委員

オリンピック・パラリンピックが1年延期になりまして、それに伴ってまた事業関

係を取手小が受けているようですけど、それに伴って8月上旬に審査結果が示される見通しだということで、事業計画のほうは実施オーケーになったんでしょうかね。そこで、その講師等はどんな方が来られるのかというのが、もし決まってるようだったら教えていただければなと思ったんですが。

○指導課長

はい。お答えいたします。取手小学校から計画書が上がってきたところではあるのですが、具体的に講師として招聘する方については検討していくというところで、まだこの方ということでは伺っておりません。

○小谷野委員

わかりました。

○櫻井委員

3ページの指導課所管の教育振興に関する経費で、文部科学省の学校図書館の振興に向けた事業についてなんですけれど、こちらは取手市が採択されたということで予算がついてよかったなと思います。こちらは学校図書館と市の図書館とあわせて「ほんくる」というのは、取手市の1つの目玉というような、図書館の目玉というところもありますので、これをさらに深めていただきたいと思います。つきましては、小学校において主に活動している読み聞かせボランティアの方々、現在のコロナの状態でもなかなか学校にお伺いできないんだというような声も聞こえてまいります。そういった方々、読み聞かせボランティアの方々には学校にお伺いするだけではなくて、図書館のほうにもいろいろ協力してくださっている方々も非常に多いわけですので、そういった市民の皆さんのお力をお借りするような形もぜひ入れていただければなと思います。以上です。

○小谷野委員

2ページのところにあります高井小学校関係の教室増築の件なんですけど、かなり予想以上に入ってきているような状況があるんでしょうかね。その辺が具体的にわからないんですが。それとあわせて、例えば永山小学校へ通う子たちが出るのかどうか。そうすると、永山小学校のほうも心配しなければならないような状況にもなるのかどうか。その辺の見通しはどのようになっているんでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長

はい。お答えいたします。今回は高井小学校の内部改修工事なんですけれども、高井小学校については、平成28年度に1度大規模改修をしております。このときの教室の部屋数というのは9教室だったわけなんですけれども、令和2年度の現在で教室が17ということで、28年度から比べますと約2倍になっております。あと、児童数についても、平成28年度に児童数が199名であったものが、令和2年度では5月1日現在で393名ということで約200人もふえているんですね。ゆめみ野については、平成23年にまち開きをしまして住宅の戸数もかなり急増をして、当時のゆめみ野の計画人口というのが約6,000人だったそうなんですけれども、令和2年7月1日でもまだ約3,600ということで、この先も住宅の着工戸数というのはふえるんだろうかなと推計はしているんですけれども、その大規模改造をやったときに、今現在の伸びというのは多分予想できていなかったのかなというふうに思います。当面、今回の改修工事によって、実際には令和4年度から反映されるということで、教室については合計で5部屋ほどふやすことになるんですけれども、それ以降については小谷野委員が御心配されているような、それ以降の児童数の増加があった場合には、今現在の高

井小の通学区域についても、学務給食課と一緒に協議をして、再編成することも考える必要が出てくると思います。

あと、高井小の指定校の変更申請というのも日常受付けているわけなんですけども、もともと高井小の指定だった児童が、ほかの学校に指定変更を希望されるというケースも多少ありまして、そのほとんどは永山小への変更というのが多い状況で、一方、永山小のほうは年々少しずつではあるんですけども、児童数というのは減ってきておりますので、今後、学区の小規模な変更によって高井小の一部を永山小のほうに変更したとしても、ある程度、子どもたちの学校への収容というのは成り立つのではないのかなというふうに思いますけども、ただ学区の変更にあたっては、どの部分をどのように変更するかというのは、子どもたちの通学時間とかにもかかわることなので、慎重に考える必要があるというふうに考えております。

○小谷野委員

ありがとうございました。よろしくお願ひします。

○石隈委員

ありがとうございます。特別支援教室というところの確認というか質問なんですけど、これはいわゆる特別支援学級と、その通級による指導の教室等も含めて5部屋増という、そういう理解でよろしいでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長

今回の内部改修工事によって行う予定としては、普通教室が4、それと特別支援教室が1の増ということで考えておまして、普通教室が教室の規格として大体広さとして64平米ぐらいなんですけれども、特別支援教室の場合にはその半分の約30平米ということになっておりますので、既存の図書室ですとか相談室などで使っている教室をうまくスペースを割り振って、こうした教室を新規にふやしたいというふうに考えております。

○石隈委員

使い方の問題ですね。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。報告第31号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。報告第31号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて報告28、令和元年度取手市一般会計（教育費）の決算についてを議題といたします。

本件について、順次の報告となりますが、まず田中教育部長お願ひします。

○教育部長

はい。それでは、令和元年度取手市一般会計決算につきまして御説明いたします。皆様のお手元に決算報告書というこの厚い冊子がございます。こちらをご覧ください。

ただきながら御説明したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。今回、一般会計決算のうち教育費の決算ということでございますが、ごく簡単ではございますけれども、令和元年の決算の全体像として、市の歳入の状況ですとか、それから歳出の決算、また財政指標もかいつまんで説明させていただきたいと思っております。

まず初めに、歳入の簡単な全体報告をさせていただきます。この今のお手元の決算報告書の7ページの表をご覧ください。令和元年度の一般会計の歳入の状況ということで、30年度と令和元年度の比較をした表でございます。この中で特に増減の大きいところを申し上げますと、一番上の市税で約4億6,000万円の減。表の下から5行目、繰越金が約4億円の減となる一方で、表の中段の地方交付税、こちらが約5億円の増。国庫支出金7億8,000万円の増。繰入金5億8,000万円の増。市債が7億9,000万円の増となりまして、合計の欄をご覧ください。前年度と比較して23億1,000万円の増、6%増の409億9,000万円となりました。

この中で、歳入の根幹となります市税のお話を少しさせていただきたいと思っております。決算報告書、お手元の資料の13ページをお開きください。下段の表で、①市税収納状況（現年課税分）というところがあると思っております。このうち表の左列に、税目で市民税の個人の欄、ここの収入済欄というものをご覧ください。こちら前年度との比較でございます。前年と比較しまして、個人市民税につきましては、景気の緩やかな回復基調が続いているということで、収入済額が前年度比約3,200万増の約57億円という状況でございます。次、その下、法人というところ。法人市民税です。こちらは市内大手企業の業績の悪化によりまして、収入済額が前年度比6億9,000万円の減ということで、令和元年度は7億1,300万円となりました。

その下に固定資産税という税目がございます。固定資産税には、土地、家屋、償却資産などがありますが、その内訳は記載してございませんけれども、土地につきましては地価の下落等によりまして減となりましたが、家屋につきましては新築家屋による増、さらに償却資産につきましても市内大型の研究所、工場、研修所等の新築により増となり、固定資産税全体で1億9,800万円の増というふうになりました。

歳入の市税については以上でございますが、お手数ですがもう一度7ページの表にお戻りください。市税の増減というのは、先ほど4億6,000万円の減ということでございますが、全体で4億6,000万円の減ということです。特に市税の減のうち、先ほど御説明しました法人市民税6億9,000万円の減というものが、今回、それを補うために、この全体を見ますと表の6行目でございます繰入金、これは基金の繰入金でございまして、家計で言いますと貯金に当たるものです。それと、表の下から3行目、市債、ここの中に法人市民税の減収の部分を減収補填債という借入れの方法で補填しております。さらに、表の中段にございまして、地方交付税、これは国からの財源でございますが、こういう財源をもとに、今回、歳入の合計額409億円を決算したということで、歳入の根幹となります市税というものが、財政運営していく上で非常に重要な税目でございまして、この辺が景気が上向いてくるのを期待しているところでございますけれども、今年度、また来年度以降も、今回このコロナ禍ということで、個人市民税、それから法人市民税につきましては、さらに危機的な状況になるだろうということが予想されております。歳入の全体像につきましては、以上でございます。

次に、歳出の全体像をちょっと御説明いたします。今度は、この決算報告書の

382, 383 ページをご覧ください。これは見開きになっているところの表です。こちらが左側から、平成 22 年度から令和元年度までの歳出の決算状況が載っている表となっております。383 ページの一番右側の欄です。こちらが令和元年度の歳出の決算になりますが、一番下の合計欄をご覧ください。401 億 2,800 万円の歳出決算でございます。

この内訳としまして、教育費の欄がちょうど表の真ん中よりちょっと下ですかね、教育費の欄をご覧ください。教育費の決算額が 53 億 4,800 万円の決算額となりました。全体の決算に対する教育費の占める割合、こちらは 13.3%で、上から 3 番目、上位から 3 番目の金額となっております。歳出の中で何が一番大きいかと申しますと、表の上から 3 行目、民生費です。民生費が 40.5%を占めております。民生費につきましては、こういった予算が決算されていますかということなのですが、こちらの民生費につきましては、就学前のお子さんに対する経費、それから高齢者、障害者の方、それから生活保護費とか、そういった一般的に社会保障経費と言われているようなものが、この民生費に分類されているものでございます。

次に、令和元年度の決算を財政指標ということで、どういう状況になっているのかと、取手市がどういう位置にあるのかというものを簡単に御説明いたします。今度はお手元の資料 405 ページをご覧ください。405 ページの表のタイトルに、経常収支の推移というものがあると思います。この経常収支比率というもの、自治体の財政の指標を示すのによく用いられる指標でございます。簡単に申し上げますと、財政の構造が硬直しているのか、弾力性を持っているのかというものを判断するための指標となっております。この経常収支比率が高いほうが悪い、低ければ低いほど弾力性があるという状況でございます。この表、令和元年度、一番右のほうに取手市の経常収支比率 97.1%となっております。これは、茨城県内 44 市町村中、下から 4 番目、ワースト 4 位という状況でございます。過去には、表はもうないんですけども、平成 21 年度には 98.2%、それから 28 年度は載っています 96.2%。これは県内で残念ながらワースト 1 位の年でございました。なぜ、弾力性が持てないのかというところを申し上げますと、やはり先ほど私が申し上げたとおり市税の部分ですね、自主財源と言われているものです。こういった税の問題、こういったものが市の全体で占める割合が高くなれば高くなるほど、弾力性が持てるようになります。財政指標というのが上がってくるという状況でございますが、現在、取手市の財政状況はなかなか厳しい状況でございます。簡単に歳入と歳出の全体像を説明させていただきました。

これから、教育費に関する決算、主な事業についてのみ御説明させていただきます。それでは、また決算報告書の 244 ページをお開きください。244 ページ、いじめ防止対策に要する経費 1,810 万 1,000 円。それから並行して、1 枚めくりますと、247 ページ、教育総合支援センターに要する経費 2,419 万 7,000 円につきましては、関連している事業でございますので、あわせて御説明いたします。こちらの経費につきましては、主にいじめ問題専門委員会、それから教育相談員等の報酬、またスクールカウンセラー・スーパーバイザー支援業務委託料、子どもと親の相談員、スクールライフサポーターへの謝礼となります。教育総合支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、さらにスクールカウンセラー・スーパーバイザーといった専門員を配置し、学校の教育相談に係る支援体制を拡充してまいりました。特に、スクールカウンセラー・スーパーバイザーには、解決困難な事

案への助言，指導，また各中学校にて子どもの発達に関する理解，いじめの早期発見，早期対応等研修を行っていただき，いじめの再発防止に取り組みました。また，令和2年1月には，取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の提言が示され，学校が子どもたちにとって安全で安心できる場となるよう，取手市の新しい学校教育3つの取組みを策定するなど，令和2年度からの実施に向けて，学校との協議やPTA等に対する説明を進めてまいりました。また，不登校児童生徒のための適応指導教室ひまわりルームでは，20人が通室し，うち13人がひまわりルームに通室しながら小中学校へ通学できるようになり，うち6人が学校復帰を果たしております。

次に，決算報告書，少し飛びまして282ページをお開きください。公民館施設整備に要する経費5,857万1,000円は，主に井野公民館改修工事5,225万5,000円及び修繕料622万2,000円となります。井野公民館の老朽化対策として，雨漏りが見られる屋根の改修や外壁の改修工事，それから冷暖房能力の衰えが見られる多目的ホールの空調機の更新を行い，施設の充実と利用環境の整備を図ることができました。

次に，決算報告書289ページ，旧取手宿本陣管理運営に要する経費2,428万6,000円です。主な内容としまして，旧取手宿本陣の維持管理経費のほか，令和元年度は県の補助事業を活用し，12年ぶりに経年劣化による損傷が著しい茅屋根の保存修理工事を実施することで，文化財の保存に寄与することができました。

次に決算報告書295ページをお開きください。いきいき茨城ゆめ国体2019開催に要する経費1億3,706万9,000円です。主な内容としまして，茨城国体取手市実行委員会交付金1億2,843万4,000円でございます。いきいき茨城ゆめ国体は，市民総参加のもと開催し，多くの関係団体の協力により無事終了することができました。大会期間中は，全国各地から取手市を訪れた多くの方々をおもてなしの心を持ってお迎えするため，大会当日の市民団体や高校生などによる会場でのボランティア活動を始め，市内小中学校の自転車競技の学校観戦を実施することにより，全国から来場した選手の応援をしたことによりまして，会場は大いに賑わいました。さらに，全国各地から訪れる監督や選手を初めとする来場者の皆様のおもてなしをするため，市内小中学生によります全国47都道府県の応援のぼり旗の作成や，花の種をプランターで栽培することなどにより御協力いただきまして，完成したものを大会会場に配置することで，来場者の皆様のおもてなしをしております。また，市内の銘菓を振る舞いとして大会会場で無料配布したほか，市内名産品販売ブースを大会会場に設置したり，それから当市のさまざまなPR冊子を総合案内所や各会場に配置することによりまして，取手市の魅力を全国に発信することができた大会となりました。

続きまして決算報告書297ページ，取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費1億9,580万5,000円は，主にグリーンスポーツセンターの指定管理料1億2,210万4,000円。それから，備品購入費として7,114万円となります。備品購入費は，第1体育室バスケットボール用ゴールと，電光掲示板の更新，さらに室内プールのスコアボードのボードと競技用時計のシステムの更新を行い，各種大会のスムーズな運営を行えるようになりました。

続きまして決算報告書299ページ，藤代武道場管理運営に要する経費1,897万1,000円は，主にトイレ改修工事の経費として1,412万7,000円となります。具体的

には男女，それから多目的トイレの6基全てを洋式トイレに改修し，利用者の利便性，快適性の向上を図りました。

主な教育委員会の事業についての説明は，以上でございます。

○教育長

それでは次に，飯山文化芸術課長をお願いします。

○文化芸術課長

はい。続きまして，文化芸術課所管の主な決算について報告します。

同じく決算報告書268ページをお開きください。福祉会館改修事業に要する経費2億4,871万円です。工事管理費，業務委託料506万円を含む経費となっております。取手市立福祉会館は，昭和45年に建設されました。空調機器の老朽化が著しく，ここ数年で空調機器が故障しており，レンタルエアコンにて対応している状況でした。また，建物全体に水漏れ箇所があったことから，施設の適切な運営管理を図るため，空調設備改修工事及び大規模改造工事を実施しました。空調設備の改修，屋根防水及び壁塗装，トイレ全面改修，段差解消機やスロープを設置したことにより，市民の文化活動の拠点施設として誰もが使いやすい，安全安心で快適な施設の提供ができるようになりました。

決算報告書270ページをご覧ください。市民会館・福祉会館管理運営に要する経費8,910万1,168円です。市民会館・福祉会館の管理運営につきましては，指定管理者制度により，公益財団法人取手市文化事業団に管理運営を委託し，市民のニーズに応じた事業展開を図っております。昨年度は，市民会館の事務室天井給水管漏水工事，福祉会館講座室・会議室床張りかえ修繕，エアコン制御基板交換を実施しました。

続きまして決算報告書271ページです。東京芸術大学との交流に要する経費700万1,422円です。東京芸術大学との交流事業につきましては，市内に東京芸術大学取手校地があるという環境を生かし，講師や大学院生，芸大生による小中学校での美術や音楽の指導，卒業・修了作品展における市長賞の授与，ふれあいコンサートを実施しております。令和元年度からは，市長賞として音楽部門を新設しました。これらの事業展開により，市民と芸大との交流を深めるとともに，質の高い芸術を提供することで，市民の芸術文化の振興に寄与しております。

決算報告書272ページから275ページをご覧ください。アートのあるまちづくり推進に要する経費3,191万8,678円です。特筆すべき事業について御説明いたします。壁画について，昨年度は作成ではなく管理修復を行いました。また，取手アートプロジェクトにつきましては，さまざまな人々が日常的な芸術活動の主要な担い手として，それぞれの個性や価値感が受容し合い，共存することができるよう，市内全域をアートセンター化する計画を推進しました。芸大食堂を初めとして，昨年オープンした，たいけん美じゅつ場VIVAなど市内各所でさまざまなプロジェクトを実施するとともに，芸術に対する新たなかかわり方の実験的なプログラムやワークショップを開催しました。

続きまして279ページです。アートギャラリー設置事業に要する経費6,048万9,000円です。新しいギャラリーは，最も大きいスペースのギャラリー1，オープンスペースギャラリーの2，比較的小さなギャラリー3で構成されており，利用される方はそれぞれの用途に応じて美術作品の展示ができるようになります。市民の皆様が気軽に訪れ，芸術に触れ，自分の作品を発表し，芸術文化活動を身近に感じら

れる施設となっております。

以上で文化芸術課所管の令和元年度の決算報告は終わります。

○教育長

以上で本件についての報告は終わりました。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

○猪瀬委員

教育の244ページなんですけれども、ちょっと素朴な質問というか、この真ん中に専門委員会報告書執筆料というのがあるんですけれども、この執筆料というのは、この委員会全体の執筆量というか、何部ぐらい書くとこのような値段になってくるのかなと思ひまして。

○教育総合支援センター長

はい。お答えいたします。大変申しわけございません。ちょっときょう詳細資料を持ち合わせてないんですが、主に活字の数というんでしょうか、そういったところから大体金額というものが決まってくるんです。御報告いただいたものを教育委員会でもう一度精査をいたしまして、再度作成していただいた方に執筆料ですね、そういった見合う対価というものをお支払いさせていただいております。以上です。

○猪瀬委員

これというのは、もうその委員会ごとであるとか、そういう専門の方に書いてもらって出すというのが通常のやり方というか、報告を送るみたいなことということでしょうか。

○教育総合支援センター長

専門委員会という形で書いていただくという形です。

○猪瀬委員

ありがとうございます。

○櫻井委員

田中部長にお伺いしたいんですが、全体的なところですが、令和元年度の決算報告をしていただきましたが、大規模改修につきましては今は宮和田小学校、そして次が白山小学校を残すのみに記憶しておりますが、そうすると大体市内の大規模改修は一回りするかなと思ひます。また最初に田中部長が歳入の状況から歳出の状況まで丁寧に御説明いただいたんですけれども、市の財政的に大変厳しい中、教育費が13%ということで、大規模改修ももうちょっとというところ、めども立ってきて、教育行政を扱う教育委員会として、その先を見越した財政運営といいますか、何しろ入ってくるものが少ないので必要かと思ひますが、その辺、大規模改修もめども立ってきたその先をどうするかという、その辺は長期的に見てどのようにお考えかということをお伺いしたいと思ひます。

○教育部長

まず、大規模改修についてでございます。今年度の予算、令和2年度の予算の中で、藤代小学校の大規模改修の実施設計を実施しておりますので、順当に行けば令和3年度に工事の予算を要求するというところで、今後は藤代小学校を、まずは先行していくのが優先的なのかなということなんです。その後なんですけれども、まだ大規模改修工事を実施していない学校としまして白山小学校、それから桜が丘小学校、それと取手東小の体育館がまだ未実施でございます。これを優先順位といいますか、どこからやっていけるのか、今のこの財政状況の中で今後どうしていくのかと

というのが一つ課題でございますけれども、基本的にこれ毎年毎年そうなんですけれども、前年度に実施設計を実施しておりますと、例えば今年度もそうだったんです、昨年度もそうだったんですけれども、国が経済対策の中で補正予算を年明けに組んだりする傾向がここ数年ございます。そういったときに、実施設計を事前に実施しておきますと、その補正予算が国からどんと付いたときに、その工事費を来年度やろうとしていたものを前倒しで工事ができるということで、ここ数年はそういう形で国の補正予算頼りにはなってしまうんですけれども、そういう形で先を見越して、とりあえず設計をやっておけば、国の補正予算がついたときにすぐ手が挙げられるようにというところで事務を準備をしているところでございます。

また、今後、教育費の中で先を見越してということでございます。令和3年度の予算編成については、もう既に庁内でいろいろ準備作業を進めているところです。やはり決算の状況から見てとれるように、大変厳しい状況の中で、令和3年度は枠配分予算という方法を取り入れるということで、今もう作業を進めているところです。そういった厳しいところで圧縮をかけつつ、例えば今言った大規模改修のような、子どもたちの施設面を全て何とか耐震補強から大規模改修という形で進めてきましたので、こういったところは基本的にはその枠配分の中ではなくて、政策的な経費でございますので、これは継続して実施していきたいというふうに考えております。その先、小中学校のこういった大規模が終わったらということになりますと、教育委員会で所管している公共施設は市の中でも大半占めているんです。これが老朽化が全て同時に著しい状況でございますので、公共施設等総合管理計画ということで公共施設の総量を圧縮しつつ、何とかその更新も含めた形で、それが建てかえまでできるかどうかはわかりませんが、まずは小中学校を進めて、その後、それ以外の教育委員会の施設についても順次計画的にやっていければなど考えております。

○櫻井委員

ありがとうございました。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告28の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告28の議事を終わります。

続いて報告29、取手市子どもと親の相談員委嘱についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いします。

○教育総合支援センター長

よろしくお願ひいたします。報告29、令和2年度取手市子どもと親の相談委嘱について、御報告させていただきます。

別紙1ページ目をお開きください。まず、相談員の委嘱についてです。子どもと親の相談員の福田先生より、8月5日付けをもって辞職の申し出がございました。それに伴い、後任の方については、こちらのセンターを中心に後任の方を選出させていただきました。選出させていただいた方は、1番、直井邦枝先生です。職歴につきましては、実際に県内の小中学校で、主に音楽科の教員として御活躍された方

でございます。勤務校、勤務の曜日等につきましては、この表に書かれているとおりでございます。

また、福田先生の勤務期間につきましては、3月31日までということになっております。3ページの取手市子どもと親の相談員設置要綱第5条にも書かれておりますが、前任者の残任期間ということで、前任の福田先生の期間をそのまま引き継ぐという形で9月1日より勤務をしていただいております。報告29について御報告を以上とします。

○教育長

以上で報告は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○石隈委員

御説明ありがとうございます。こういう新任の方が来られた場合の研修といいますか、そういうのはどのようなものか教えていただければ。

○教育総合支援センター長

お答えいたします。まず、勤務日の前に、この先生にはセンターにお越しいただきました。勤務をしていただく2校の学校の相談状況について、日誌を閲覧していただきながら勤務状況、あとは特に配慮を要する生徒がおりますので、そういったことの情報について共有させていただきました。次に、私と一緒に勤務校に出向きまして、学校長、教頭、直井先生、私と今後の取組みについて確認をしたところです。また、特別に総合支援センターに通室している生徒につきましては、相談しやすい、相談に行きやすい環境といったところから、総合支援センターのひまわりルームの職員が学校に出向いて、その先生との接点をつなぐという対応をさせていただきました。そういったところで、接続がスムーズにいくような対応をとらせていただきました。

○石隈委員

ありがとうございます。丁寧にやっていらっしゃるということで、元学校の先生の御経験者が相談員になるということで、ある意味では気持ちの切りかえというか、教職の経験のよさを生かしながらも相談員になるというのは、どんな方でも少し時間がかかるとお思いますので、サポートしていかれたらいいと思います。

○教育総合支援センター長

ありがとうございます。

○櫻井委員

ただいま御報告にありました委嘱についてではないんですけど、ちょっとお伺いしたいことがありまして、こちらの資料につけていただいた参考資料1、相談員一覧で、もちろん以前からちょっと疑問に思っていたところなんですけど、相談員の方の担当校が1校だけの方もあれば3校の方もあってということで、それぞれの方の御都合に合わせてこのような日程になっているかと思うんですけど、例えば担当校で5番の鴻巣先生あたりは久賀小と藤代中と両方に来ているということで、久賀小と藤代中がつながっているの、久賀小にいた子たちを中学校に行ってもケアできるというような活動をされているようです。そのような活動を見聞きするに当たって、こういった幾つか複数担当される先生につきましては、小学校と中学校の連携ということを視野に入れて、また子どもと親の相談員の重要性も年々増してきていますので、もしできましたら担当いただく学校といったところも小学校、中学校

の連携ということ視野に入れて、御担当の配置等もお考えいただければなと思います。よろしくお願ひします。

○教育総合支援センター長

貴重な御意見ありがとうございます。早速、配置の経緯等も確認いたしまして、もう一度練り上げていきたいと思ひます。ありがとうございます。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 29 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 29 の議事を終わります。

報告 30、いじめ防止策の取組み状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願ひします。

○教育総合支援センター長

報告 30、いじめの再発防止策への対応について御報告させていただきます。

まず 1 ページ目になります。取手市の新しい学校教育 3 つの取組について御説明させていただきます。まず、中学校の全員担任制のことについてです。各学校の管理職の先生方に 8 月の末に聞き取った、寄せられた結果について抜粋したものを四角の枠の中に載せさせていただきます。実際に全員担任制を行ったことについて、教職員からの声として上げさせていただきます。これまで担任が 1 人で抱えていた生徒指導上の問題等につきましても、やはり全員担任制ということで、特に若い教員からは 1 人で抱え込まなくなったというような意見が、管理職のほうに寄せられております。また、情報共有といったところがとても大切になってきたということで、教職員同士の会話がふえたといったところも挙げられました。

その一方ですが、情報の共有といったところで、なかなか時間の確保といったところが、どうしても放課後になってしまいますので、非常に確保するのが難しいといったところも挙げられました。担任をしていた時期に、生徒指導上配慮しなくてはいけない事故が起きたときに、担任が一定の期間で代わるといったところがありますので、そういったところへの初めての取組みといったところで、教員のほうから不安といった声が寄せられました。その引継にしましては、担任が代わったからそこで関わりが終わりということではなく、継続していくといったことをスーパーバイザー、学校連携支援員を初め、学校の先生方にはお伝えした次第です。

また、7 月の下旬に行われた定期面談についてです。面談者を選ぶという、生徒、保護者の立場からしますと初めてのことでしたので、保護者の方々どういった思ひをされているかなといったところで、これは実際に学校の先生方から聞き取った内容でございます。やはり一定期間で担任が代わってしまうといったところで、保護者の方々も、実際、誰に相談したらいいのかなといった悩みはあったと聞いております。また、誰に相談していいかわからないときには、学年主任を窓口にしてくださいというようなところで、お問い合わせがあったときには学校から丁寧に説明をさせていただきます。

続いて、(2) 番の教育相談部会の取組み状況についてです。前回、石隈先生からも御助言がありましたが、教育相談部会は全ての子どもたちが対象となりますの

で、教職員が小さな変化、違和感といったものをまず日常的に共有しながら、教育相談部会で役割分担を明確にして、一人一人への見守り支援といったものを継続をしていくことの確認をさせていただきました。個別の事案等に関しては、教育相談部会に限らず、別の日時を設けて学校にスーパーバイザーや学校連携支援員が出向き、そこで対応を協議するといったところも実施しております。その取組みで教育相談部会の時間の確保に努めております。

(3) 番の2学期制につきましては、まだまだ導入されて年度途中といったところで、学校教職員、保護者の方からも、その成果、課題といったものがなかなか上げられてこないんですが、今回、他市町村からも2学期制を取り入れたことによってどういう状況ですかというようなアンケートが実は届いております。まだまだ本市は始めたばかりということで成果は伝えられないんですが、学習の進捗につきましては、学期と学期の間、学期間が非常に長くなったということもありますので、例年に戻りつつあるといった学校の見立てがございます。

続きまして、次のページに移ります。児童生徒と教職員のストレスチェックについてです。このストレスチェックにつきましては、本市の養護教諭部会が作成した、児童生徒用、教職員用のストレスチェックを適宜活用しながら心のケアに努めております。実際に、養護教諭から確認をとった内容が皆様の資料に提示をさせていただいた内容となっております。必要に応じてなんですが、県のスクールカウンセラーとの面談又は養護教諭との面談につなげていきながら、児童生徒の情報に関しては保護者と必要に応じて共有を図っていくといったところに対応を継続しております。

続いて、3番の取手市の広報紙への掲載ということで、月が変わってしまったのですが、皆様のお手元にも届いたかと思うんですけども、9月1日号にセンターの取組みといったところで、このようなものを掲載させていただきました。この広報紙を見て相談させていただきたいということで、電話による相談が4件入っております。そういったところで、少しずつではあるんですが、知名度というか役割をどんどん広げていきながら、一つ一つ丁寧に対応していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○教育長

報告は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○石隈委員

取組み状況の御説明ありがとうございました。全員担任制、今年度からなので本当にとまどわれながらよくやっつけていってほしいなと思うんですけど、生徒をみんなで守ろうという意識改革につながっていくのがふえていくといいですよ。この前の工藤先生のお話を私も後で見せていただきましたけども、担任制だとどうしても競争になってしまって、不登校が出たら誰が担任か、どのクラスかというのが全体制ではなくなるという、そういうところがありますかね。そういう意識改革はとても大事だと思います。

定期面談で面談者を選択することが初めてで戸惑うというのは、これはだんだん慣れていくと思いますので、これは最初の話かなという気がします。

それから、教育相談部会で個別の事案の回答は改めてやるということで、なるべく全ての生徒やSOSを出している生徒のことを取り上げるというのはとてもいい

ことですので、いじめのきっかけもありますので、そういうところを見ていただくというのはとてもいいことだと思うんですけど、個別の事案の対応が本当に時間が難しいときにはケース会議を教育相談部会の中か延長でやって、ケース会議に出る人が真ん中で四、五人いて、ほかの人は周りでオブザーバーという感じで勉強したり、観察するというやり方もありますので、同時にできるかなと思います。

それから、裏のほうのストレスチェックってすごく大事なので、これは紙に書いていらっしやるストレスチェック。アプリじゃなくて。

○教育総合支援センター長

紙媒体です。

○石隈委員

これから皆さん、それこそ IT 機器が充実になると、アプリでこういうのができたりとか、子どもの情報が共有できて、クラウドに上げるとかというのができると、もっと楽になるかなと思います。

児童生徒のこの4つの不安というのは、とても理解できるんです。できたら、このチェッカーを養護教諭の先生に、保健の授業とか、あるいはホームルームなんかで、アンケートの結果を皆さんにお伝えしますと、子どもたちとか保護者に伝えて、感染者になることの不安とか、学習の不安を持っている人が多かったけど、これはもう普通なんだよと、特別じゃなくて不安なんだよねと。でも、そういうときにどう対処するか、みんなで考えましようというのを授業で取り上げられるといいかなあとと思います。

それから、教職員のほうの3番の意欲がなくなることへの不安というのは、これは教職員の意欲なのか、子どもの意欲なのか、どちらか聞いたかったんですけど、どちらですかね。

○教育総合支援センター長

これは教員の意欲がなくなったということで、部活動であるとか担任業務をととても熱心にやられていた、取り組まれていた先生が、この4月、5月と、そういった業務がなくなったことによって、どうなっていくんだろうというようなこともあわせての意欲がなくなっていくことが心配だということでした。

○石隈委員

これは重要な問題ですよ。ぜひ管理職の先生とか、これは本当に私たちは普通に学校に行って仕事して家に帰るという日課が、私たちのメンタルを支えているわけで、家に行ったり学校に行ったり、やることなくなるように感じると本当に不安が高まるので、ぜひ先生方のメンタルヘルスというか管理職というリーダーの先生が中心に、意欲がなくなることは怠け者だからじゃなくて、今のコロナ禍の時代、普通に起こり得ることなので、ぜひサポートしてあげたりとか、その方がやれることを見つけたりとかできるといいですよ。私もオンラインですけど大学の講義が始まって、5月11日ですけど、それから元気出ましたもんね。何も授業とか子どもと関われないというのは、本当に先生方の元気を奪うので、これはいい意味では健康なことなんです。熱心な先生なので、ぜひサポートしてあげたいと思いますけど、どうでしょうか、その辺は。

○教育総合支援センター長

養護教諭がここを聞き取りまして、経過観察という形でこの職員を追ったんですが、生徒が登校して日常に戻りつつあったときに、この教員は非常に元気になった

といったところで、私のほうでは確認をしております。

○教育長

教育活動で校外に出た活動も先月から今月にかけて少し始まったので、その辺、学校のホームページを見てもかなり先生方の活動が、子どもたちと一緒にというのが出てきたので、少し状況は変わってきたのかなと思いますけれども、実は今週末で1学期が終わって、来週から2学期ということになって、この前の校長会でもお話をしたんですけど、コロナ禍の状況で先生もストレスを抱えているので、一旦ここで学期の区切りで、改めて2学期を迎える時点で先生方の心の状態、そういったことを管理職としても気遣いをしていくとともに、お話をよく聞いてくださいというお話をしました。こういったストレスチェックの結果表もあるので、改めてそれを使いながら学校としてきちんとケアするという視点を忘れないように再度お願いしたいと思います。

そのほかございますか。櫻井委員。

○櫻井委員

申しわけありません。幾つかあるんですけど、よろしいでしょうか。まず1点目で、新しい学校教育の取組ということで御報告いただきました。最後の行で、連絡や相談の窓口に困ったときには学年主任に問い合わせをしていただくように説明したということですが、学年主任の先生方は負担に感じてはおりませんか。

2点目です。教育相談部会の取組み状況について、個別事案の対応については改めて日時を設定してケース会議を行う。このケース会議というのは、どのような形式で行われたものでしょうか。学校元ででしょうか、それとも学校関係なく教育相談部会の先生方が集まって行われたものでしょうか。

それから、三つ目で広報紙に掲載した後、電話相談があったということで、4件あったということですが、主にどのような立場の方から、保護者であるか、あるいは生徒であるかということですね。

それから、すみません、前後してしまいました。教職員のストレスということですが、先ほど伊藤教育長からもあったんですけど、2学期制になるということで、先生方は意外なときに評価、今までずっと3学期でやってきた先生方は、ここで評価しなきゃならないということで、ストレス抱えている先生方——ストレスということではないんですけど、慣れないところで評価を出すということで、意外に手こずっている先生方が多いように聞いております。伊藤教育長も今おっしゃったことなんですけれど、そういうほんのちょっとの、今までやってきたことと違う、時期が違う、やり方が違うというのが、何か少しずつ先生方たまってきているのかなというような様子も、学校の先生方とちょっと立ち話したときに聞こえてきますので、その辺のストレスチェック、あるいはストレスを緩和する方法については、石隈委員、また伊藤教育長おっしゃったように、しっかり見ていただければなと思います。以上です。

○教育長

3点についてセンター長お願いします。

○教育総合支援センター長

はい。まず、1つ目の学年主任の負担といったところです。学校長又は教頭とも情報交換をしたんですけど、やはり全員担任制につきましては、学年主任の思いというか、考えが非常に大切だといったところは、実施していく中で実感しているとい

うことでした。そこで、学年主任に任せ切りにしないとといったところが、管理職のとても大切なところだと言ったところでは、学年主任に管理職から声をかけていく、また、いつでも相談に乗れる体制といったものは、特に校長先生方、教頭先生方が配慮しているところと確認をしております。

2つ目の個別ケースにつきましては、必要に応じて、こちらから学校に行くことが、センターの職員が行くことが大半です。これにつきましては管理職と、該当する担任や学年主任又は中学校でいえば部活動の顧問の先生等に入っただいて、会議を進めております。1回の会議で終わることなく、必要に応じてというか、ある事案に関しましては毎週毎週定期的にケース会議等を行いました。ということで、そのケースに応じて招集をしています。

3つ目の電話相談の内容なんですが、これにつきましては、やはり不登校、登校渋りでした。相談者につきましては、保護者の方と、あとは祖母という形で、特に祖母の方は、遠くから見ている家族の状況がとても不安なんですと、相談に行ってもいいでしょうかといったところで、いつでも来ていただきたいと。わかりました、そうしたらこれから家に電話をして進めますといったところで、実際相談に結びついているケースです。以上です。

○櫻井委員

ありがとうございました。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告30の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告30の議事を終わります。

次に、その他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課長補佐

はい。事務局から2点ほど御報告いたします。まず1点目、令和2年第3回取手市議会定例会一般質問及び教育委員会関係議案等の結果報告についてとなります。

委員さんのお手元のほうに、右上に議会資料1から3まで、まとめて置いてあるかと思えます。令和2年第3回取手市議会定例会が9月1日から9月18日まで行われました。その会期日程と一般質問の通告事項一覧表、教育委員会の関連部分に下線を振ってあります。それから、議決結果の一覧表、教育委員会関連の市長提出議案については全て原案可決あるいは認定となっております。そちらの資料はお持ち帰りいただきまして、内容を御確認いただければと思います。

2点目につきましては、次回の教育委員会定例会の日程についてです。次回の教育委員会定例会は、10月27日火曜日の午前中を予定させていただいております。また正式に通知を差し上げますので、御確認をよろしくをお願いいたします。以上です。

○教育長

長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

○スポーツ生涯学習課長

スポーツ生涯学習課長の長塚です。ここで令和3年度の成人式について経過報告

をさせていただきたいと思えます。取手市ではこれまで、成人を迎える方の門出をお祝いするために、毎年1月に成人式を開催してまいりましたが、令和3年の成人式につきましてはコロナ禍における開催ということと、それから新型インフルエンザの流行というものが懸念されている中での開催ということになりますので、これまでも事務局としましても近隣の動向などを注視しながら、開催の可否について実行委員会に諮り、決定をしていただこうと考えて準備を進めてまいりましたが、これまでに新成人となられる29名の方に実行委員となっただきまして、8月22日、9月13日と2回の実行委員会を開催した中で、感染防止策を講じた上、参加人数も最小限とした規模を縮小した成人式とすることで、令和3年1月11日月曜日、祝日なんです、取手市民会館において開催することが決定いたしました。

こちらにつきましては、今後のコロナウイルスの感染状況や茨城コロナネクストのステージの状況などによって内容の変更又は中止というものも検討していかねばならないことではあります、現状では2部制によりまして、1部が10時から10時半までの30分間での式典、そして1時間、間をあけてその間に会場内の消毒を行い、11時半から12時までが2部ということで、2部制での開催ということで、現在準備を進めております。

この中で、規模の縮小というところなんです、これまでは成人式を開催する際に御来賓の皆様を招待していたんですが、こちらにつきましては、今回はこういった事情によりまして御招待を控えるというようなことで、実行委員会にて決定した次第でございます。ただ、教育委員の皆様につきましては主催者となりますので、後ほど御案内状を通知差し上げますので、どうぞ御臨席を賜りますようよろしくお願いいたします。私のほうからは以上です。

○教育長

事務局からは以上ですけど、何かございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井委員

これについては。

〔櫻井委員資料を示す〕

○教育長

これが終わってからです。

それでは、以上で今定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。令和2年第8回教育委員会定例会を以上で閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時32分閉会